

## 警報発令

## インフルエンザの警報を発令しています

～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部健康対策課

## 1 流行状況

- 平成 31 年第 3 週の感染症発生動向調査において、インフルエンザの定点当たり報告数は全県で **53.41** となり、国の示す警報基準である **30** を超えています。
- 参考
 

流行期入りの目安	定点当たり報告数	1
注意報の基準	定点当たり報告数	10
警報の基準	定点当たり報告数	30
警報終息の基準	定点当たり報告数	10
- 感染症発生動向調査（サーベイランス）定点当たり報告数  
平成 31 年第 3 週（1 月 14 日～1 月 20 日）

新潟県	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
53.41	79.00	61.63	46.67	47.13	41.77	63.50	51.67	29.67	36.60	37.00	26.00	41.00	33.40

※新津は、新潟地域振興局健康福祉部管内（五泉市、阿賀町）

- 昨シーズン初めて、全県で警報基準を超えた週  
平成 30 年第 3 週（1 月 15 日～1 月 21 日）

## 2 予防方法等

- 外出が必要な場合には、人混みを避け、外出後は手洗いを徹底してください。マスクを着用することは一つの防御策と考えられます。
- 発熱、咳などのインフルエンザ症状のある方は、咳エチケットを守り、マスクを着用して行動してください。
- 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
- バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
- 室内では、適度な湿度（50～60%）を保ってください
- り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。

## 3 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、発症から 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。